



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月27日（火） 第10063号

目次

ページ

規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
告 示	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正（会計管理課）	3
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正（同）	3
公 告	
○指定管理者の指定（スポーツ振興課）	4
○同	4
○同（障害政策課）	4
○所在不分明通知（林政課）	5
○指定管理者の指定（森林保全課）	6
○同	7
○開発工事の完了（建築課）	7
○道路位置の指定（同）	7
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	8
○政治団体の異動事項	9
○政治団体の解散届出	10
○資金管理団体の名称等	11
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
監査委員公告	
○監査結果の公表	12
○監査結果に基づく措置状況	14

■ 規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十六号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七号の五様式中注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「課税標準等」欄の記載は必要ありません。

第五十七号の六様式中注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税割、配当割又は株式等譲渡所得割について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「課税標準額」欄の記載は必要ありません。

第五十七号の七様式中注2を注3とし、注1を注2とし、同様式中注1として次のように加える。

注 1 令和5年1月1日以後に納税義務が成立する自動車税(環境性能割)について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「課税標準額」欄及び「差引額」の「課税標準額」欄の記載は必要ありません。

第五十七号の八様式中注2を注3とし、注1を注2とし、同様式中注1として次のように加える。

1 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する軽油引取税について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「引渡しに係る軽油の納入数量」欄、「課税対象とならない数量」欄、「差引計」欄、「削減量」欄、「課税標準量」欄及び「税率」欄の記載は必要ありません。

附 則

1 この規則は、令和四年十二月三十一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県条例施行規則の規定により提出されている請求書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第272号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

2の項ヒを削る。

6の項(2)及び(4)に次のように加える。

エ 納税証明発行手数料の収納に関する事務

◎群馬県告示第273号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第171号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

表行政県税事務所又は自動車税事務所の項中

「

<p>1 県税及び県税に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)、受託徴収金、滞納処分の例による公売保証金及び買受代金、地方法人特別税及び地方法人特別税に係る徴収金(以下この項において「地方法人特別税徴収金」という。)、特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金(以下「特別法人事業税徴収金」という。)並びに県税徴収金、地方法人特別税徴収金及び特別法人事業税徴収金の委託納付に係る受託証券の取立費用の領収に関する事務</p> <p>2 県税領収証書用紙の受払いに関する事務</p>	を
---	---

」

「

<p>1 県税及び県税に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)、受託徴収金、滞納処分の例による公売保証金及び買受代金、地方法人特別税及び地方法人特別税に係る徴収金(以下この項において「地方法人特別税徴収金」という。)、特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金(以下「特別法人事業税徴収金」という。)並びに県税徴収金、地方法人特別税徴収金及び特別法人事業税徴収金の委託納付に係る受託証券の取立費用の領収に関する事務</p> <p>2 県税領収証書用紙の受払いに関する事務</p> <p>3 納税証明発行手数料の収納に関する事務</p>	に改める。
---	-------

」

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立ふれあいスポーツプラザ
 - (2) 所在地 伊勢崎市下触町238番地3
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 武藤幸夫
 - (2) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 群馬県ビルメンテナンス協同組合
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市問屋町一丁目8番地6
 - ウ 代表者の氏名 代表理事 塚田且美
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
 - (2) 所在地 渋川市行幸田3011番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 武藤幸夫
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 群馬県精神障害者援護寮
- (2) 所在地 伊勢崎市国定町二丁目2400番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人アルカディア
 - (2) 主たる事務所の所在地 太田市鶴生田町733番地123
 - (3) 代表者の氏名 理事長 中田駿
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第51条の規定による使用権設定に関する裁定の申請があったので、同法第52条第1項の規定によりその旨をその土地の所有者に通知したところ、所在が不明なため、同法第189条の規定により通知の内容を神流町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 使用権設定の目的
 - 森林から木材を搬出するために必要な作業道の設置
- 2 申請人及び相手方の氏名又は名称及び住所
 - (1) 申請人の氏名又は名称及び住所
 - 神流川森林組合 代表理事組合長 田村利男 多野郡神流町大字麻生92
 - (2) 相手方の氏名又は名称及び住所
 - 戸塚松郎 東京都中野区城山町68番地（現：中野区中野1丁目24番2号）
- 3 使用権を設定すべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所
 - 戸塚松郎 東京都中野区城山町68番地（現：中野区中野1丁目24番2号）
- 4 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目、面積

使用権を設定すべき土地の所在、地番	地目	面積（㎡）
多野郡神流町大字魚尾1327-1	保安林	448
多野郡神流町大字魚尾1327-2	山林	
計		448

- 5 設定すべき使用権の内容及び存続期間
 - (1) 設定すべき使用権の内容
 - 森林から木材を搬出するために必要な作業道（幅員3m、延長112m）の設置に必要な土地の使用
 - (2) 存続期間
 - 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- 6 使用の時期
 - 令和5年7月1日
- 7 補償金の額並びにその支払時期及び方法

(1) 補償金の額

土地使用料	403円
立木補償費	0円
計	403円

(2) 支払時期及び方法

裁定のあった日の翌日から起算して90日以内に補償金を口座振込（土地所有者の所在が判明した場合）又は供託所に供託する。

8 裁定申請の理由

土地の所有者（戸塚松郎氏）の所在が現在不明により、森林法第50条第1項の規定による使用権の設定の協議を行うことができないため。

9 意見書の提出

(1) 提出書類 別紙様式のとおり

(2) 提出期限 当通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内に下記あて提出してください。

(3) 提出先 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
群馬県環境森林部森林局林政課森林管理道係

別紙様式

意見書	
令和 年 月 日	
群馬県知事 あて	住所 氏名
令和4年12月1日付け林第30200-6号で照会のありましたこのことについては、異議ありません。（異議を申し立てます。）	
記	
異議がある場合の理由（異議がない場合は上記本文中（ ）内を二本線で抹消してください。）	

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 憩の森

(2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保地内

- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 グリークラフトマン株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 山口雄資
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 おうらの森
 - (2) 所在地 邑楽郡邑楽町大字中野地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 JA邑楽館林千代田町緑化組合
 - (2) 主たる事務所の所在地 邑楽郡邑楽町大字狸塚377番地5
 - (3) 代表者の氏名 組合長 高橋修一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1507-3、1507-4、1507-5	館林市日向町851番地の2 堀越英樹

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

	指定に係る	指定に係る	指定に係る道路	指定番号
--	-------	-------	---------	------

番号	道路の種類	道路の位置	の延長及び幅員 メートル	指定年月日
1	法第42条第1項 第5号に規定する 道路	吾妻郡中之条町大字中之 条町字小川767-6	延長 22.07 幅員 4.05 ～4.78 有効幅員 4.05	群馬県指令中土第30606 -2号 令和4年12月13日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を 単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県前橋市第十三支部	太古前考俊	宮内伸和	前橋市鳥取町853-1
	○		令和4年11月8日
立憲民主党群馬県第2区総支部	後藤克己	加賀谷富士子	前橋市総社町総社2905-5
	○		令和4年11月9日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
青木まさひろ後援会	青木雅浩	青木雅浩	太田市城西町31-1
	令和4年11月7日		
あのつよし後援会	堤幸夫	西山裕美	藤岡市鬼石520-2
	令和4年11月14日		
栗原だいすけ後援会	栗原大輔	栗原大輔	藤岡市森585-2
	令和4年11月9日		

関口貴義後援会	関口貴義	関口かず江	邑楽郡明和町江口672
	令和4年11月18日		
高柳かつみと歩む会	宮内浩	寺崎清	沼田市町田町291-17
	令和4年11月1日		
中村よしお後援会	中村喜雄	中村京子	富岡市下黒岩382-12
	令和4年11月30日		
沼田市を清心誠意良くする会	宮田優一	小曾根一雄	沼田市薄根町3664-17
	令和4年11月1日		
はにたひろゆき後援会	埴田裕之	平形幸	渋川市中郷1157-2
	令和4年11月25日		
原田大後援会	中嶋昇太郎	桜井ひろ江	安中市安中954-1
	令和4年11月22日		
松岡ひろかず後援会	松岡浩一	松岡清次	渋川市渋川上之町2577-1
	令和4年11月25日		
水野よしのり後援会	南波将彦	猪野悦雄	吾妻郡東吾妻町原町409-1
	令和4年11月4日		
宮原田あやか後援会	宮原田綾香	宮原田綾香	高崎市上中居町1350-5
	令和4年11月9日		
若林たくみ後援会	若林卓実	若林卓実	太田市内ヶ島町1322-67
	令和4年11月18日		
渡辺たかひろ後援会	渡辺隆宏	渡辺隆宏	高崎市下齊田町311
	令和4年11月1日		
割田みきお後援会	割田美知彦	牛木久	吾妻郡中之条町蟻川4778
	令和4年11月16日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県第二区支部連合	代表者の氏名	力丸充作	立川正	令和4年 11月17日
自由民主党群馬県医師連盟支部	会計責任者の氏名	有坂拓	猿木和久	令和4年 6月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊勢崎佐波医師会医政会	会計責任者の氏名	都丸浩一	五十嵐清人	令和4年 6月24日
群馬県医師連盟	会計責任者の氏名	有坂拓	猿木和久	令和4年 6月30日
東京電力労働組合政治連盟群馬県支部	会計責任者の氏名	千明正人	塚越深雪	令和4年 8月10日
日本臨床検査技師連盟群馬県支部	代表者の氏名	黒崎明彦	井田伸一	令和4年 7月9日
羽生田たかし群馬後援会	会計責任者の氏名	有坂拓	猿木和久	令和4年 6月30日
大和いさお後援会	代表者の氏名	大島廣好	村上勝	令和4年 11月5日

◎群馬県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
神山しげる後援会	神山繁	令和4年11月14日
本多きみお後援会	林昭	令和4年10月20日

◎群馬県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木雅浩	太田市議会議員	青木まさひろ後援会	太田市城西町31-1	令和4年11月1日
栗原大輔	藤岡市議会議員	栗原だいすけ後援会	藤岡市森585-2	令和4年11月8日
関口貴義	明和町議会議員	関口貴義後援会	邑楽郡明和町江口672	令和4年11月18日
若林卓実	太田市議会議員	若林たくみ後援会	太田市内ヶ島町1322-67	令和4年11月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和4年12月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,142
- 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 300,887
- 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,038
甘楽郡	6,184
吾妻郡	15,008

利根郡	9, 1 2 2
佐波郡	1 0, 0 3 4
邑楽郡	2 6, 9 1 7
前橋市	9 2, 6 4 3
高崎市	1 0 3, 1 2 5
桐生市	3 0, 4 1 9
伊勢崎市	5 6, 0 5 1
太田市	5 9, 0 9 5
沼田市	1 3, 0 4 9
館林市	2 0, 6 5 3
渋川市	2 1, 3 6 6
藤岡市・多野郡	1 8, 8 8 0
富岡市	1 3, 2 0 7
安中市	1 6, 0 5 0
みどり市	1 3, 8 6 0

■ 監査委員公告

◎監査公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年12月27日

群馬県監査委員 林 章
同 石原 栄一
同 金井 康夫
同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和3年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで)
令和4年度会計(令和4年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 地域機関等20機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨に

のっとして適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
近代美術館 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場 (令和4年11月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸技術センター (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (令和4年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (令和4年11月21日)	(指摘事項) 群馬県財務規則第28条第1項において、歳出予算の執行に当たっては、その目的及び趣旨に従い、効率的かつ経済的に執行しなければならないとされている。また、同規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされ、同規則第224条において、物品を使用している職員は、その使用に係る物品を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管しなければならないとされている。

	当該機関においては、「県費により購入した物品(合計1,147個、2,042,854円相当)を自宅に持ち帰るなどして自己の所有物としていた。」として、令和4年11月18日付けで平成30年度から令和3年度まで当該機関に勤務していた職員が懲戒処分とされた事案が発生しており、購入した物品の管理において、適正を欠くものがあった。
--	--

(4) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
榛名高等学校 (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校 (令和4年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋東警察署 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北警察署 (令和4年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (令和4年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和4年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (令和4年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (令和4年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和4年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 金井 康夫
 同 安孫子 哲

監査対象機関	感染症・がん疾病対策課
監査結果の公表年月日	令和4年9月30日（群馬県報第10039号）監査公表第12号
監査の結果	（注意事項） 群馬県財務規則第191条第1項において、契約担当者は、契約を締結するに当たっては、納付の内容などを記載した契約書を作成しなければならないとされている。当該機関は、車両賃貸借契約の締結において、予定価格積算票の仕様（納付の内容）と契約の相手方に示した仕様書が異なっていたが、契約の相手方に示した仕様書により契約を締結し、契約書に添付した仕様書の内容と異なる納付を受けていた。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	高崎土木事務所
監査結果の公表年月日	令和4年8月26日（群馬県報第10029号）監査公表第9号
監査の結果	（注意事項） 当該機関は、道路維持管理補修業務の積算及び証紙消印実績報告に当たり、次のとおり、誤りがあった。 (1) 群馬県県土整備部が行う維持補修等作業にかかる費用の積算は、「積算基準（管内一円工事の積算方法の改定）について（令和2年3月31日）」により算出することとされており、人工及び機械経費の運転時間を半日（0.5人工、4時間）単位で計上することとされている。 当該機関が発注した道路維持管理補修業務の積算において、人工及び機械経費を半日（0.5人工、4時間）単位で計上すべきところ、時間単位で計上していたため、2箇所の維持補修工事の工事価格が420,000円及び220,000円の過小積算、1箇所の維持補修業務委託の業務価格が180,000円の過小積算となっていた。 (2) 群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県証紙が貼付された火薬類譲渡許可申請書のうち、令和4年2月8日分について証紙消印実績簿に記載していなかった。 その結果、誤った証紙消印実績簿に基づき、証紙消印実績簿報告を作成し主務課に提出していたため、県の一般会計の歳入が事務調査日（令和4年5月12日）現在までに、1,200円過小になっていた。
講じた措置	(1) 工事等の積算の誤りについては、再発防止を図るため、所属内での検算・審査の徹底などチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。 (2) 過小となっていた1,200円の群馬県証紙の誤りについては、令和4年6月1

	<p>日付けの証紙消印実績報告書で、報告漏れ分として所管する消防保安課へ報告した。</p> <p>再発防止を図るため、証紙に消印をする際には、速やかに証紙消印実績簿に記載を行うこととし、複数の職員によるチェックを徹底することとした。</p>
--	--

監査対象機関	企業局団地課
監査結果の公表年月日	令和4年9月20日(群馬県報第10036号) 監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>企業局が行うブロック積工の積算は、「積算基準及び標準歩掛(令和元年度)群馬県県土整備部」を準用し、算出することとされている。</p> <p>当該機関が発注した工事のブロック積工の積算において、材料費(間知ブロック)を別途計上すべきところ、計上していなかったため、工事価格が8,190,000円の過小積算となっていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、関係部局と連携し情報収集に努め、企業局内での情報共有を徹底するとともに、群馬県企業局工事設計書作成要領等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p>

監査対象機関	病院局経営戦略課
監査結果の公表年月日	令和4年9月20日(群馬県報第10036号) 監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされ、同法第3条第1項において、地方公務員は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなされている。</p> <p>当該機関は、平成30年8月から令和2年7月まで海外に派遣していた職員に対し支給した給与について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をし、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付する義務があったが、源泉徴収をせず、平成30年8月から令和元年12月までの所得に係る所得税及び復興特別所得税について、令和3年3月19日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税52,000円及び延滞税41,800円が発生した。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、病院局内において、関係法令に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェックを十分に行うとともに、不明な点は事前に税務署に確認を行うなど、適正な源泉徴収事務に努めることとした。</p>

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111